

第2節 投資信託・投資顧問

I いわゆる不動産投信の解禁

平成12年11月30日の投信法改正により、不動産を含めた幅広い資産に投資することが可能となつたが、これを受け、主として不動産や不動産関連商品を投資対象とする投資信託委託業者3社に対して認可を行つた。これらの社はいずれも投資法人を設立した上で、不動産や不動産関連商品を投資法人で取得し、主にオフィスビルや商業用テナントとして賃貸することにより運用を行うこととしている。

II ファンド手数料等のファンド情報の公表内容の充実

投資信託に係る販売手数料を含む手数料等については既に自由化されており、現在、その商品性、顧客ニーズや販売方法等に応じて手数料体系の多様化が進みつつある。

なお、当局としては、手数料等の競争を一層促進する観点から、平成13年2月16日に投資信託協会に対し手数料等のファンド情報の公表内容の充実を要請したところである。

(注) 投資信託協会では、

- ① 3月30日に3月新設の株式投資信託について、
- ② 5月11日に全ての追加型株式投資信託について、手数料等のファンドの詳細情報をホームページ上で開示した。

最近では、販売手数料を0%とするファンドや信託報酬を低めに定めたファンドが設定されるなど、商品の多様化が進みつつある。

III 投資信託委託業者等の概要

1. 投資信託委託業者等の推移

(1) 投資信託委託業者数（資料11-2-1参照）

投資信託委託業者数については、免許制から認可制への移行に伴い認可基準が見直されたことや投資対象の拡大したことなどから、不動産や商社など新規分野からの参入もあり参入業者は増加し続けている。

平成12年7月から13年5月末までに7社に対して認可が行われた。また、委託業者間の営業譲渡が2件行われた。

この結果、平成13年5月末現在の投資信託委託業者数は81社（証券系7社、銀・生損保系29社、外資系38社、不動産系2社、その他系2社、独立系3社）となった。

また、主に不動産を投資対象としたいとする業者から参入の申し出があり、複数の社について現在予備審査を行つてきる。

新規参入投資信託委託業者

投 資 信 託 委 託 業 者 名	認 可 年 月 日
フランクリン・テンプルトン・インベストメンツ(株)	平成 12 年 9 月 26 日
三和アセットマネジメント(株)	平成 12 年 10 月 31 日
日債銀投資顧問(株)	平成 12 年 11 月 28 日
ジャパンリアルエステイトアセットマネジメント(株)	平成 13 年 3 月 7 日
エム・エフ資産運用(株)	平成 13 年 3 月 7 日
シンプレクス・アセット・マネジメント(株)	平成 13 年 4 月 5 日
三菱商事・ユービーエス・リアルティ(株)	平成 13 年 4 月 5 日

営業譲渡により消滅した投資信託委託業者

消滅投資信託委託業者	譲渡先投資信託委託業者	譲渡年月日
ディーケービー投信(株)	第一勧業アセットマネジメント(株)	平成 13 年 1 月 15 日
東海投信投資顧問(株)	UFJ パートナーズ投信(株)	平成 13 年 4 月 1 日
東洋信アセットマネジメント(株)		

(2) 投資顧問業者数（資料 11-2-2 参照）

① 投資顧問業者の登録数

平成 12 年 7 月から 13 年 3 月末までに 69 社 の登録が行われる一方で、49 社が廃業等により登録抹消された。

この結果、平成 13 年 3 月末現在の登録業者数は 636 社 となった。

② 投資一任業者数

平成 12 年 7 月から 13 年 3 月末までに 11 社 に認可が行われる一方で、8 社 が投資一任業務を廃止した。

この結果、平成 13 年 3 月末現在の投資一任業者数は 144 社 となった。

新規参入投資一任業者

投 資 一 任 業 者 名	認 可 年 月 日
ガートモア・アセットマネジメント(株)	平成 12 年 9 月 26 日
アクシズ投資顧問(株)	平成 12 年 10 月 31 日
プライベート投資顧問(株)	平成 12 年 10 月 31 日
ファンネックス・アセット・マネジメント(株)	平成 12 年 10 月 31 日
物産アセットマネジメント(株)	平成 12 年 11 月 28 日
三菱信アセットマネジメント(株)	平成 13 年 3 月 5 日
フェニックス・グローバル・インベストメント(株)	平成 13 年 3 月 5 日
野村ファンド・リサーチ・アンド・テクノロジー(株)	平成 13 年 3 月 5 日
シノピア・ティ・アンド・ディアセットマネジメント(株)	平成 13 年 3 月 5 日
中央三井ステート・ストリート・アドバイザーズ(株)	平成 13 年 3 月 5 日
(株)エムアンドエイコンサルティング	平成 13 年 3 月 5 日

投資一任業務を廃止した投資一任業者

投資一任業者名	廃業年月日
明治ドレナー・アセットマネジメント株	平成 12 年 7 月 3 日
ユー・ピー・エス・プリンツ投資顧問株	平成 12 年 7 月 3 日
パリバ投資顧問株	平成 12 年 8 月 1 日
リーマン・ブザーズ 投資顧問株	平成 12 年 9 月 11 日
ガートモア投資顧問株	平成 12 年 9 月 28 日
株トキヨウ・アーシ江戸ド・キャピタル	平成 12 年 11 月 22 日
アライアンス・キャピタル・マネジメント・ジャパン・インク	平成 12 年 11 月 30 日
第一生命投資顧問株	平成 12 年 12 月 31 日

2. 運用資産の推移

(1) 投資信託（資料 11-2-3 参照）

投資信託については、純資産残高は平成 13 年 4 月末で公募投信 582,649 億円、私募投信 46,407 億円となっている。

(2) 投資一任契約（資料 11-2-4 参照）

投資一任契約については、契約資産残高は平成 12 年 12 月末で 501,463 億円と過去最高となった。

IV 投資信託委託業者・投資顧問業者に対する行政処分

1. 投資信託委託業者に対する行政処分

平成 12 年 7 月以降の投資信託委託業者に対する検査局の検査結果等に基づき、1 社に対して業務の一部停止を含む行政処分を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、アームス・レンゲス・ルール違反等となっている。

2. 投資顧問業者に対する行政処分

平成 12 年 7 月以降の認可投資顧問業者に対する検査局の検査結果等に基づき、2 社に対して業務の一部停止を含む行政処分を行っており、行政処分に至った違法行為の内容は、助言顧客との証券取引行為の禁止違反等となっている。

なお、上記 1 社に対しては、投資顧問業の登録の取り消しを行っている。